

2013年5月22日

株式会社ファンケル
総合研究所
所長

特定非営利活動法人 動物実験の廃止を求める会 (J A V A)
理事長 長谷川 裕一
化粧品プロジェクト担当理事 亀倉 弘美
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29 番 31 号 清桜 404
TEL.03-5456-9311 FAX.03-5456-1011

冠省

「2013 化粧品等の動物実験に関する公開質問状」に対する 4 月 10 日付回答を確かに受け取りました。

しかしながらそのなかで、ご回答いただけていない設問といくつかの疑問がございましたので、改めてご回答をお願いする次第です。そのため何度かお電話させていただきましたが、お話することができませんでしたので、書面にてお送りさせていただきました。

疑問点についてご説明申し上げます。

設問 3 への答えとして、貴社は「当社では従来より化粧品に関する動物実験は行っておりません」と記載されていますが、

平成 18 年 12 月 21 日薬事・食品衛生審議会化粧品・医薬部外品部会議事録
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/12/txt/s1221-30.txt>

によれば、要請者を貴社として、医薬品成分のチオクト酸を化粧品の成分として使用できるように化粧品基準の改正要請がなされています。同基準の改正要

請には、動物実験を含む安全性試験データの提出が義務付けられておりますので、貴社は、本件化粧品基準改正要請を行った当時、日本国内で動物実験を行っていたものと解されます。したがって、貴社が化粧品の動物実験を廃止したのは、少なくとも、本件化粧品基準改正要請後であると思料しますが、貴社が化粧品の動物実験を廃止したのはいつであるかが不明です。

また、「化粧品に関する動物実験は行っておりません」と記載しておられますが、当会が公開質問状中「製品」の対象として指定している「医薬部外品」「洗濯用洗剤、台所用洗剤等」に関して、貴社が動物実験を行っているかどうか不明です。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが、再度、質問状を送付いたしますので、記載漏れのないようにご回答いただき、ご返送をお願いいたします。回答期限は、勝手ながら、5月30日(木)までとさせていただきます。

なお、回答をいただけなかった場合、もしくはいただいた回答でも疑問が解消されなかった場合は、本問い合わせを含む今般の経緯を併せて公開させていただきますので、予めご了承ください。

不—

- 添付資料) 1.平成 18 年 12 月 21 日薬事・食品衛生審議会化粧品・医薬部外品部会議事録
2.「2013 化粧品等の動物実験に関する公開質問状」への貴社の回答